

地方環境事務所 御中

環境省大臣官房環境保健部環境安全課

熱中症対策の注意喚起のお願い（協力依頼）

平素より熱中症対策の推進については、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

気候変動の影響に伴う平均気温の上昇により、熱中症による国内の死亡者数は増加傾向にあり、また、地球温暖化の進行により、今後、極端な高温等が起こる頻度が増加すると予測されていることから、国民の命や健康に直結する熱中症対策の強化が急務となっています。

こうした背景を踏まえ、熱中症対策の一層の強化を図るため、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下「改正気候変動適応法」という。）が令和5年5月12日に公布され、改正気候変動適応法に基づく今後の政府における計画として、「熱中症対策実行計画」（以下「実行計画」という。）が同年5月30日閣議決定されたところです。

梅雨明け以降、各地で猛暑が続いており、熱中症の危険が一層高まっています。各地方環境事務所におかれましては、下記の改正気候変動適応法の概要等について御理解いただくとともに、貴管下の管理施設等における熱中症予防の周知・声かけ等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

**1. 改正気候変動適応法の概要等**

(1) 改正気候変動適応法の背景・概要について

我が国では、夏季において猛暑日や熱帯夜の数が年々増加する中、熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数は近年では年間千人を超える年が頻発しています。また、熱中症の発症に大きく影響する気温については、気候変動の影響により、国内では近年、年平均気温が上昇しており、将来、熱中症リスクが増加するとの予測もあります。世界的にも年平均気温は年々上昇しており、今後、地球温暖化の進行に伴い、極端な高温等が起こる頻度が増加すると予測されています。

我が国においては、これまで、関係府省庁や地方公共団体等において熱中症対策の普

及啓発等に取り組んできたほか、令和3年度より「熱中症警戒アラート」の全国運用を開始するなど、様々な取組を進めてきましたが、熱中症による死亡者数は依然として増加傾向にあり、地球温暖化の進行を考慮すれば、熱中症対策を強化する必要性がますます高まっています。

こうした状況を踏まえ、改正気候変動適応法においては、熱中症対策を一層推進するため、実行計画の策定、熱中症特別警戒情報の発表、指定暑熱避難施設・熱中症対策普及団体の指定等の新たな仕組みが創設されました（参考1参照）。

※ 改正気候変動適応法の施行日：令和6年春頃（実行計画に関する規定は令和5年6月1日施行）

## （2）実行計画の策定について

実行計画においては、中期的な目標（2030年）として、熱中症による死亡者数を現状から半減するとの目標が掲げられたほか、国や地方公共団体、事業者等の関係者の基本的役割、熱中症対策の具体的な施策等が定められました。

このうち、政府の基本的役割としては、地方公共団体、事業者、国民等への情報提供や普及啓発等を通じ、あらゆる主体における熱中症及び熱中症予防行動に関する理解を醸成し、熱中症対策の推進を図ることとされています。

また、熱中症対策の具体的な施策の1つである「管理者がいる場等における熱中症対策」においては、教育機関、職場、スポーツ施設、イベント会場や避難所のような管理者がいる場等においても、毎年一定程度、熱中症が発生していることを踏まえ、暑さ指数の測定や活用、熱中症警戒情報等の活用、各種ガイドラインやマニュアル類の活用等により、熱中症対策を強化することが重要とされています（参考2参照）。

## **2. 管理施設における熱中症対策の注意喚起のお願い**

- 政府は、「熱中症予防強化キャンペーン」の一環として、熱中症について基礎的な知識や熱中症予防行動等をまとめたマニュアルやポスター、リーフレット等の普及啓発コンテンツを活用し、時季に応じた適切な普及啓発を実施しています（参考3参照）。
- 引き続き暑さが続くことが予想される中、各地方環境事務所におかれましては、貴管下の管理施設の利用者や従業員に対し、上記コンテンツを活用いただき、熱中症対策の注意喚起をお願いいたします。

## 【参考1】改正気候変動適応法の概要

参考 URL：「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案の閣議決定について」（令和5年2月28日環境省報道発表）

[https://www.env.go.jp/press/press\\_01231.html](https://www.env.go.jp/press/press_01231.html)

- 政府による熱中症対策実行計画の策定  
関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に政府一体となった熱中症対策を推進するため、現在、法律上の位置付けのない政府の熱中症に関する計画を熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げする。
- 熱中症特別警戒情報の発表及び周知  
他の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が講じられるよう、現在、法律上の位置付けのない熱中症警戒アラートについて、熱中症警戒情報として法律に位置付けるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る極端な高温時に備え、新たに一段上の熱中症特別警戒情報を創設する。
- 指定暑熱避難施設制度の創設  
暑さをしのぐ場を確保し、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止するため、公民館等の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設（いわゆるクーリングシェルター）として、市町村長が新たに指定し、当該指定暑熱避難施設は熱中症特別警戒情報の発表期間中に一般に開放する。
- 熱中症対策普及団体の指定  
地域の実情に合わせた普及啓発により、高齢者等の熱中症弱者の予防行動を徹底するため、熱中症対策の普及啓発等に取り組むNPO等の民間団体等を熱中症対策普及団体として、市町村長が新たに指定する。
- 独立行政法人環境再生保全機構への業務追加  
独立行政法人環境再生保全機構に関連業務に熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理や分析等の業務及び地域における熱中症対策の推進に関する情報の収集、提供等の業務を追加する。

## 【参考2】 実行計画について

参考 URL：熱中症対策実行計画及び気候変動適応計画（一部変更）の閣議決定について  
（令和5年5月30日環境省報道発表）

[https://www.env.go.jp/press/press\\_01675.html](https://www.env.go.jp/press/press_01675.html)

### ○ 実行計画のポイント

- 計画目標：2030年までに熱中症による死亡者数を現状から半減
- 計画期間：おおむね5年間
- 推進体制：環境大臣を議長、関係府省庁の局長級を構成員とする熱中症対策推進会議において施策を推進
- 関係者（国・地方公共団体・事業者・国民）それぞれの役割を明記
- 熱中症対策の具体的施策
  - ・ 普及啓発・情報提供を強化する。政府一体となり、地方公共団体、民間事業者を巻き込んだ熱中症予防強化キャンペーンを実施する。
  - ・ 節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけを実施する。
  - ・ 高齢者等の熱中症弱者のための対策につき、福祉等関係団体や孤独・孤立対策に取り組む団体との連携により見守り・声かけを強化する。
  - ・ 学校や職場、スポーツ、災害発生時等の場での管理者による熱中症対策や、管理者がいないことが多い農作業場等での熱中症対策を強化する。
  - ・ 地方公共団体については、
    - 首長のリーダーシップの下で、地方公共団体内の部局の役割を明確にし、連携・協力して、必要な対策を実施できるような庁内体制整備を促す。
    - 指定暑熱避難施設や熱中症対策普及団体の指定の働きかけを行う。
    - 熱中症対策の普及啓発等に取り組む NPO 等民間団体を熱中症対策普及団体として指定する等、熱中症弱者に対し見守り・声かけを強化する。
    - 熱中症対策に係る地方公共団体内における庁内体制整備、事業者との連携、熱中症警戒情報の効果的な活用等について、研修会を実施する。
  - ・ 極端な高温発生時の対応としては、熱中症特別警戒情報の指針等を策定し、特別警戒情報の発表・周知と、熱中症弱者の安否確認等の方策につき、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等も参考に検討する。

### ○熱中症対策実行計画抜粋（国の基本的役割、管理者がいる場等における熱中症対策に関する部分（主要部分に限る。））

#### 第1章 熱中症対策に関する施策の基本的方向

#### 3. 関係者の基本的役割

##### （1）国の基本的役割

国は、実行計画の下、関係府省庁間及び地方公共団体その他関係機関との連携を強化し、集中的かつ計画的に熱中症対策を推進する。熱中症に関する科学的知見の充実や熱中症対

策等に関する情報の収集、整理及び分析等を行い、これらの知見や情報を効率的かつ効果的に活用する。地方公共団体、事業者、国民等への情報提供や普及啓発等を通じ、あらゆる主体における熱中症及び熱中症予防行動に関する理解を醸成し、熱中症対策の推進を図る。

## 第2章 熱中症対策の具体的な施策

### 3. 管理者がいる場等における熱中症対策

教育機関、職場、スポーツ施設、イベント会場や避難所のような管理者がいる場や、管理者がいないことが多い農作業場等においても、毎年一定程度、熱中症が発生している。管理者がいる場等においては、暑さ指数の測定や活用、熱中症警戒情報等の活用、各種ガイドラインやマニュアル類の活用等により、熱中症対策の強化を徹底する。

#### 【具体的な施策】

##### (1) 学校現場における熱中症対策

- 学校の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるよう「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を策定し、適宜改訂する。＜文部科学省、環境省＞
- 学校における熱中症対策の実施状況を把握する。その上で、前述の手引きについて、学校保健に従事する教育関係者に対して周知し、ガイドラインの作成や危機管理マニュアルへの反映等の活用を促す。教育委員会等の関係機関とも連携し、教職員への熱中症に関する対応研修の実施等を依頼する。＜文部科学省＞
- 熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置等についてまとめたパンフレット、ポスター、映像資料等の普及を図る。学校現場外において、学校現場同様に児童生徒が適切な熱中症予防行動を行うことができるよう、関係者に対して周知の徹底を図る。＜文部科学省、スポーツ庁＞
- 学校安全ポータルサイトを通じて、熱中症事故の予防に関する情報発信を適切な時期に実施し、注意喚起する。＜文部科学省＞
- 公立小中学校等の施設について、地方公共団体における計画等を踏まえ、教室や体育館等へのエアコン設置を支援する。また、エアコンの適切な利用を促すとともに、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等、校舎づくりの工夫について、事例集等を通じて周知する。＜文部科学省＞
- 保育園、幼稚園等での対策（特に送迎用バスにおけるこどもの所在確認等の置き去り防止の取組強化）により、こどもの熱中症による事故の予防を徹底する。＜こども家庭庁、文部科学省＞

##### (2) 職場における熱中症対策

- 職場における熱中症対策に関し、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握や活用、異常時の措置等、事業者が重点的に取り組む事項を業界団体等に周知する。また、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施す

る。〈厚生労働省〉

- 職場における熱中症対策に特化したポータルサイトを設け、熱中症予防等の知見や現場での取組を周知し、労働衛生教育を支援する。〈厚生労働省〉
- 熱中症予防に効果のある衣類や機器等を活用した個人の健康管理による熱中症予防方法に関して検討、展開、又は周知する。〈厚生労働省、国土交通省、農林水産省〉

### (3) スポーツ時における熱中症対策

- スポーツ活動中の熱中症事故の防止に関して、地方公共団体やスポーツ関係団体等に向けた周知や研修及び SNS 等を通じた注意喚起を実施する。〈スポーツ庁〉
- 社会体育施設におけるエアコンの設置を支援する。〈スポーツ庁〉

### (4) イベント時の熱中症対策

- 夏季に人が多く集まるイベント主催者向けの「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」<sup>26</sup> を地方公共団体や教育委員会等へ広く周知し、イベントの開催時期や時間等を検討する際の参考となるよう、イベント主催者による活用を促す。〈環境省〉

### (5) 災害時の避難所での被災者及び支援者における熱中症対策

- 熱中症の危険性が高まる夏季を前に毎年、また、災害発生時において特に熱中症の危険が高いと判断される際には、事務連絡を発出し、熱中症予防の周知を地方公共団体等の関係機関に依頼する。この際、災害や電力不足に伴う停電により、エアコンが使用できない場合等に備えた対応について、地方公共団体等の関係機関へ適切に周知する。〈内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省〉
- 災害時に特有の環境や状況から生じる熱中症に関する課題を収集、分析及び評価し、効果的な対策手法について検討し、作成したマニュアルやリーフレット等を活用して普及啓発を行う。〈内閣府、環境省〉
- 災害時の避難所に指定されている体育館等の公共施設におけるエアコンや非常用電源の整備、エアコン未設置の避難所への災害時における迅速なエアコンの供給について支援を行う。〈内閣府、消防庁、文部科学省、経済産業省、環境省〉

### (6) 農業現場における熱中症対策

- 農作業中の熱中症対策について、農作業安全確認運動において熱中症対策強化期間を位置づけ、同運動の参画機関や農作業安全に関する指導者を通じて、農業者や農業法人等に声かけを行う等の啓発活動を推進する。その際、特に多くの割合を占める高齢農業者に対する周知を積極的に展開する。〈農林水産省〉
- 熱中症対策に関するオンライン研修を実施する。〈農林水産省〉
- 熱中症予防等に関する啓発資料の充実・強化を図る。また、農林水産省が運営する「MAFF アプリ」等を活用し、熱中症警戒情報や熱中症リスクに応じた注意喚起情報等を、農業者等に対してきめ細かく提供する。〈農林水産省〉

### 【参考3】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

- 熱中症環境保健マニュアル（環境省 2022 年改訂）  
[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_manual.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)
- 熱中症予防情報サイト 普及啓発資料（環境省）  
[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_pr.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php)
  - ・熱中症予防行動／ポスター
  - ・熱中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
  - ・熱中症が増えています／リーフレット
  - ・高齢者のための熱中症対策／リーフレット
  - ・災害時の熱中症予防／リーフレット
- 救急搬送状況、熱中症予防啓発コンテンツ（消防庁）  
<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>
  - ・熱中症予防啓発ポスター
  - ・予防啓発ビデオ
  - ・熱中症対策リーフレット
  - ・訪日外国人のための救急車利用ガイド
- 熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/)
- 職場における熱中症予防情報（厚生労働省）  
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）  
[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/nechu.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html)
  - ・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
  - ・熱中症対策関係情報集／パンフレット
- 熱中症に関連する気象情報（気象庁）  
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kurashi/netsu.html>